

記 録

令和 6 年 1 1 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 1 1 月 2 8 日（木）

記 録

令和6年11月農業委員会定例総会議事録

令和6年11月農業委員会定例総会を令和6年11月28日（木）午前10時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
3番	甲 斐 英 教	4番	前 川 ふ じ 子
5番	平 野 直 樹	6番	山 本 孝 志
7番	海 野 善 文	8番	鈴 野 浅 夫
9番	治 田 健	10番	松 木 親 則
12番	黒 木 耕 作	13番	池 田 慶 子
14番	新 名 浩		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩 田 政 詞	16番	黒 木 義 行
17番	橋 口 泉	18番	菊 田 泰 徳
19番	佐 藤 力	21番	河 野 美 紀
22番	黒 木 博	23番	海 野 茂 実
24番	伊 東 松 実	25番	溝 口 一 文
26番	黒 木 藤 市	27番	黒 木 敬 治
28番	黒 木 豊 喜	29番	山 口 佐知男
30番	児 玉 克 朗		

欠席委員（1名）

11番	山 本 恵 子
-----	---------

事務局出席者

事務局 長	北 住 英 介	事務局 長 補 佐	柏 田 高 宏
主 事	赤 木 な な 実		

農業畜産課

主 査	林 田 紘 典
-----	---------

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

2 番 細 川 豪 邦

1 4 番 新 名 浩

日程第2

- 議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第64号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第65号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について
- 議案第66号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第67号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について
-
- 報告第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第53号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第54号 農地改良届について
- 報告第55号 農地用途変更届出について
- 報告第56号 取下書について
- 報告第57号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

2 番

1 4 番

記 録

議事録

開 会 午前 10 時 00 分

議長 ただ今から、令和 6 年日向市農業委員会 11 月定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、2 番細川豪邦委員、14 番新名浩委員を指名します。よろしくお願いします。
次に、日程第 2 議案審議に入ります。
議案第 63 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 32、土地の所在地は富高、田が 1 筆で 640 m²、譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は農業廃止です。売買による所有権移転です。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 33、土地の所在地は平岩、畑が 1 筆で 140 m²、譲受理由、譲渡理由ともに贈与による所有権移転です。同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 34、土地の所在地は日知屋、畑が 2 筆で 422 m²です。譲受理由、譲渡理由ともに相手方の要望です。売買による所有権移転です。同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 3 件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。番号 32 担当の 18 番委員から補足があれば説明をお願いします

18 番委員 18 番委員です。特に問題ありません。

議長 次に、番号 33 担当の 30 番委員から補足があれば説明をお願いします。

30 番委員 30 番委員です。特に問題ありません。

議長 次に、番号 34 担当の 16 番委員から補足があれば説明をお願いします。

16 番委員 16 番委員です。別に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 63 号については許可することに決定します。次に、議案第 64 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。ここで休憩します。

事務局長 議案第 64 号番号 8 は、委員案件となっております。3 番甲斐英教委員は、御退室をお願いします。

議長 再開します。
議案第 64 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について番号 8 を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局	受付番号 8、土地の所在地は平岩、田が 3 筆で 5 2 7 m²です。転用目的は植林で議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、申請地は山間部にあり日当たりも悪く、また農機具の出入もできないことから、耕作を放棄せざるを得ない状態となり、約 6 0 年ほど前に申請人の父が農地法の申請が必要なことを知らずに植林してしまったということで、始末書も提出されています。周囲は山林化しているため、周辺農地への影響はありません。また、既に転用されているため新たな資金も必要ないことから一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。 以上 1 件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号 8 担当の 2 5 番委員から補足があれば説明をお願いします。
2 5 番委員	2 5 番委員です。甲斐委員から現地調査があるということで、現地を見てくると言われまして、2 回ほど見に行きましたけど別に問題ありませんでした。
議長	ありがとうございます。事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 6 4 号番号 8 については承認することに決定します。ここで休憩します。
事務局長	3 番甲斐英教委員は、御入室をお願いします。
議長	再開します。 議案第 6 4 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について番号 9、1 0 を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号 9、1 0 は関連がありますので併せて説明いたします。土地の所在地は東郷町山陰、田が 4 筆で 5, 5 1 5 m²です。転用目的は植林です。申請人にお話を伺ったところ、申請地は山間部の川沿いにあり、増水するたびに冠水や土砂があがり耕作することが困難なことから、植林して管理していきたいとのことでした。周囲は山林化しているため、周辺農地への影響はありません。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。 以上 2 件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	次に、番号 9、1 0 担当の 1 5 番委員から補足があれば説明をお願いします。
1 5 番委員	1 5 番委員です。現地は今事務局の方から説明のありましたとおり、耳川に隣接しており、耳川の洪水によって度々浸水し、水田として利用するというのはなかなか厳しい環境にあるというのは現地確認しております。よって問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見

記 録

議長	はございませんか。（特に）ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第64号番号9、10については承認することに決定します。次に、議案第65号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号56、議案書の訂正をお願いします。地積が2,590㎡を1,200㎡、4,564㎡を1,600㎡、合計2,800㎡に訂正をお願いします。新規の賃貸借権の設定です。期間は令和7年1月1日から20年間、賃金は反当り10,000円です。 受付番号57、土地の所在地は富高、田が2筆で1,156㎡です。耕作者変更による配分先の変更で、変更後の配分期間は令和7年1月1日から令和9年11月30日まで、使用貸借権の設定です。 受付番号58、土地の所在地は富高、田が2筆で1,292㎡です。耕作者変更による配分先の変更で、変更後の配分期間は令和7年1月1日から令和9年11月30日まで、使用貸借権の設定です。 受付番号59、土地の所在地は富高、田が1筆で710㎡です。耕作者変更による配分先の変更で、変更後の配分期間は令和7年1月1日から令和9年11月30日まで、使用貸借権の設定です。 受付番号60、土地の所在地は富高、田が2筆で1,490㎡です。使用貸借権による再設定です。期間は令和7年1月1日から令和9年11月30日までです。 以上5件、皆様のご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第65号については原案のとおり承認することに決定します。 次に、議案第66号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号36と37は関連があるので併せて説明します。土地の所在地は美々津町、田が4筆で3,540㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転時期は令和6年11月30日です。譲受人は施設野菜を営む認定農業者で、所有権移転後は米と露地野菜を作付けされると伺っています。 受付番号38、土地の所在地は美々津町、宅地が2筆で1363.50㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転時期は、令和6年11月30日です。 受付番号39、土地の所在地は美々津町、田が1筆で1,032㎡です。贈与による所有権移転で、所有権移転時期は令和6年12月1日です。譲受人は施設野菜を営む認定農業者で、所有権移転後は米を作付けされると伺っています。 以上4件、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長	ありがとうございました。次に、番号３６、３７、３８、３９担当の２１番委員から補足があれば説明をお願いします。
２１番委員	２１番委員です。問題ありません。
議長	ありがとうございました。事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第６６号については承認することに決定します。ここで休憩します。
事務局長	議案第６７号は、農業畜産課の案件となっております。担当職員の入室をお願いします。
議長	再開します。 議案第６７号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてを議題とします。担当職員から説明をお願いします。
農業畜産課	皆様、お疲れ様です。農業畜産課の林田と申します。よろしくお願いいたしますします。早速ですが、お手元の議案第６７号議案別紙の理由書に基づき説明をさせていただきます。また、資料後ろには利用計画図を添付しておりますので、申請地を示しておりますので確認をお願いいたします。 今回の案件は除外２件、編入１件の計３件となっております。 案件１からご説明いたします。案件１についてですが、本案件は一般住宅の建設に伴い農用地（畑）を除外するものです。 土地の所在地は東郷町山陰です。現況地目は畑、面積は７２６㎡です。 次に除外要件の検討についてです。 農用地利用計画変更調書の２ページ目の２番、除外要件の検討をご覧ください。第１号です。本計画者は現在、地区外に住んでおりますが、両親のことも考え、実家の近くである当該地にて住宅を建てたいということで計画しております。周辺には両親が耕作する田畑があり、将来は田畑も引き継いで農業していきたいと考えているようです。 農用地区域外で代替地を検討しましたが、当該地しか条件を満たす土地がなかったということで、除外する面積も必要最小限であると判断しております。 第２号です。当該計画は、地域計画の策定範囲外であるため、達成に支障を及ぼすおそれはございません。 第３号です。当該地は東側と北側、道路を介して南側を農用地と接しているが、北側農地は水路がございます。こちらが水路があるんですけども、なぜか農用地となっている経緯がございます。本案件と併せて錯誤という形で、県の方に除外の申請を行います。東側農地への境界にはブロック塀を設置し、土砂の流出がないように対策を行います。 次に汚水排水については、敷地内に合併浄化槽を設置して北側の水路に放流いたします。 次に雨水排水については、敷地内に地下浸透弁を設置して合併浄化槽の排水と合わせて北側の水路に放流いたします。 よって、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はございません。 次に第４号です。農用地利用集積計画、農業委員会の農地あっせん等に関す

る情報により、担い手に関する農用地利用集積に支障を及ぼすおそれはないことを確認しております。

第5号です。土地改良施設の機能についても支障がないことは確認しております。

第6号です。土地改良事業については該当はございません。以上案件1です。次に案件2をご覧ください。案件2は事業計画者が事業者となっております。次に案件2についてです。本案件は木材置場の整備に伴って農用地（田）を除外するものです。

土地の所在地は東郷町山陰外5筆となっております。現況地目は田、面積は3,918㎡です。

次に除外要件の検討についてです。

案件2の農用地利用計画変更調書の2ページ目の除外要件の検討をご覧ください。まず第1号です。事業計画者は、現在複数箇所の資材置き場を利用していますが、全て事務所から離れたところに位置しており、事業拡大に伴い、近場で木材置場の候補地を探していました。

当該地は、事務所からも近いため、利便性が高く、事業拡大を図る上で好立地な場所であるということで判断しております。

こちら農用地区域外で代替地を検討しましたが、当該地しか条件を満たす土地がなく、除外する面積も当該計画を満たす必要最小限であるということで判断しております。

第2号です。当該計画も、地域計画の策定範囲外であるため、達成に支障を及ぼすおそれはございません。

第3号です。申請地は集団農用地の端に位置しておりますので、周辺農地への進入路は確保されているため、農地の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはございません。

第4号です。農地利用集積計画、農業委員会の農地あっせん等に関する情報等については、支障を及ぼすおそれはないことを確認しております。

第5号です。排水は自然浸透で処理しますので、土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれはございません。

第6号です。土地改良事業については該当ございません。

最後に案件3をご覧ください。案件3は事業計画者が所有者です。次に案件3についてです。本案件は牛舎建設に伴い、当該地を農用地区域に編入するものです。土地の所在地は日向市東郷町山陰です。現況地目は畑、面積は857㎡となっております。

本案件は、農業用施設用地を農用地区域に編入するものでございますので、周辺の農用地等の効率的かつ総合的なものに支障はございませんので、計画変更は妥当なものと判断しております。

皆様にお配りしている資料に計画図の変更前と変更後のものを付けておりますのでご確認ください。

以上、簡単ではありますが、ご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではこの件に関しまして、農地部会で審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

農地部会長

はい。農地部会長です。昨日に現地確認を行い、その後農地部会を開催しました。

案件1及び案件3については、意見等はありませんでしたが、案件2については出席委員から意見や質問等がたくさんありましたが、事業計画者から農地法第5条に基づく許可申請が令和7年1月以降に予定されていますので、詳細な議論につきましては申請を受け付けた後に行うこととなりました。

	案件１及び案件２の農用地区域からの除外後は、周辺部の農用地区域が点在して指定されています。 よって、令和７年度に予定されています、日向市農業振興地域整備計画の全体見直しの作業においては、農地の立地条件や営農条件を考慮し、農用地区域を指定することと意見を付して、農地部会といたしましては農用地区域から除外は問題ないいたしました。以上です。
議長	ありがとうございました。担当職員及び部会長から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。
２番委員	２番委員です。昨日の農地部会に参加して申し遅れがありましたので、捕捉しますと、案件番号の１なんですけど、農家住宅の件で、計画書の④ですね、変更後の土地利用計画のところで７２６㎡、面積にしましたら２４２坪ということになっているんですけども、これにあと、その後農業用施設とか倉庫を計画している旨を書いた方が、じゃないと普通の民家を建てる時には５０坪か７０坪くらいあればいいんじゃないのかという疑義があるんですが、なんで２４０坪必要なのかとつかれた時に、将来農業用施設とか倉庫くらいの付則を書いた方がいいんじゃないかと思います。以上です。
議長	はい。担当からお願いします。
農業畜産課	はい、ありがとうございます。今のご指摘について補足欄の方に捕足をしてですね、農家住宅と分かるように整理をしておきますのでよろしく申し上げます。以上です。
議長	ほかにございませんでしょうか。よろしいですかね。それではほかにないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第６７号については承認することに決定します。ここで休憩します。
事務局長	農業畜産課の担当職員は、退室をお願いします。
議長	再開します。以上をもちまして、議案の審議を終了します。 続きまして、報告第５２号から５７号までについて、事務局長から報告をお願いします。
事務局長	最初に、報告第５２号 農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出についてです。議案書２０ページから２６ページまでです。 届出件数は１３件、土地は畑１６筆で面積は５，７６４．８７㎡であります。 転用目的につきましては、住宅建築等であります。 次に、報告第５３号 農地法第３条の３第１項の規定による届出についてです。議案書２７ページから３２ページまでです。 届出件数は４件、所有権の相続であり、土地は田１２筆、畑２３筆で面積は４３，７５６．０９㎡であります。 次に、報告第５４号 農地改良届についてです。議案書３３ページから３４ページまでです。 届出件数は１件であり、土地は畑１筆で面積は４５４㎡であります。 次に、報告第５５号 農地用途変更届出についてです。議案書３５ページか

ら36ページまでです。

届出件数は1件であり、土地は田1筆で面積は69.50㎡であります。

次に、報告第56号 取下書についてです。議案書37ページから38ページまでです。

届出件数は1件であり、土地は畑3筆で面積は290㎡であります。

以上、報告第52号から報告第56号までについて、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第57号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書39ページから41ページまでです。

令和6年9月の定例総会で可決した農地法第5条申請5件、第4条申請1件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。

議長

事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。

特にないようですので、報告案件を終了します。

以上を持ちまして、令和6年11月日向市農業委員会定例総会を閉会します。